

指定配合肥料の要件の緩和
について
【業者向けマニュアル】

(※未定稿)

平成28年12月15日時点版

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課

指定配合肥料の要件の緩和

肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）においては、普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならないこととされている（法第4条第1項）が、指定配合肥料（専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料であって農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）については、この限りでないこととされている（同条第1項ただし書）。

今般、次のとおり指定配合肥料の要件を緩和する。

1 硝酸化成抑制材としてジシアンジアミドを使用した普通肥料の原料利用の解禁（規則第1条第1号ハの改正及び新規告示の制定）

規則第1条第1号ハは、土壤中における硝酸化成を抑制する材料※が使用された普通肥料については、個別にその抑制効果を確認する必要があるため、指定配合肥料の原料としてはならない旨を定めている。

※硝酸化成を抑制する材料…土壤中の亜硝酸菌や硝酸菌の活動を抑えることで、アンモニアがこれらの菌の働きにより硝酸化し降雨等により流亡することを遅らせ、アンモニアの肥効を持続させることを目的として用いられる材料。

今般、硝酸化成を抑制する材料の一種であるジシアンジアミドを用いた肥料を配合原料とする場合には、一般に相応の抑制効果が発揮されることが認められた。このため、ジシアンジアミドを用いた肥料については、指定配合肥料の原料としての使用を認めることとする。

2 粒状の炭酸カルシウム肥料と他の種別の肥料との配合の解禁（規則第1条第2号の改正及び新規告示の制定）

規則第1条第2号は、石灰質肥料又はけい酸質肥料を他の種別の

肥料と配合した肥料は、アルカリ分が中和され肥効が失われるおそれがあるため、原則として、指定配合肥料としては認められない旨を定めている。

※石灰質肥料…主として土壌の酸度矯正を目的としてアルカリ分を
保証する。

※けい酸質肥料…主として水稻のけい酸補給のために施用され、けい酸及びアルカリ分を保証する。

今般、石灰質肥料のうち、粒状の炭酸カルシウム肥料については、他の肥料と配合した場合でも、中和反応が起こらないことが確認された。このため、2ミリメートルのふるい上に95%以上残留する炭酸カルシウム肥料については、他の種別の肥料との配合を認めることとする。

3 シリカゲルの指定配合肥料への利用の解禁（平成25年12月5日農林水産省告示第2943号の一部改正）

平成25年12月5日農林水産省告示第2943号は、指定配合肥料の材料として使用することのできる材料として、粉末シリカゲル等8種類の材料を定めている。

近年、粉末シリカゲル以外のシリカゲルについて、指定配合肥料への使用のニーズが高まっており、かつ、これを配合しても肥料の品質に問題がないことから、シリカゲルを指定配合肥料の材料として使用することを認めることとする。

施行時期

平成28年12月19日に公布され、平成29年1月18日から施行されます。

Q & A

指定配合肥料の要件緩和

【要件緩和の内容について】

Q 1 - 1 ジシアンジアミド以外の硝酸化成抑制材を使用した普通肥料を、指定配合肥料の原料として使用できますか。

(答)

使用できません。今回の改正等により配合を認める硝酸化成抑制材入りの普通肥料は、ジシアンジアミドを使用した普通肥料のみです。

Q 1 - 2 粉状の炭酸カルシウム肥料を他の種別の肥料と配合し、指定配合肥料を生産することはできますか。

(答)

できません。今回の改正等により配合を認める炭酸カルシウム肥料は、粒状（2ミリメートルのふるい上に95%以上が残留）の炭酸カルシウム肥料です。

Q 1 - 3 粉末シリカゲル以外のシリカゲル（粒状）について、粒度は決まっていますか。

(答)

決めておりません。粉末シリカゲルは肥料にまぶして被覆すること、粒状シリカゲルは肥料中の水分を吸湿することにより、肥料同士の固結を防止します。これらの効果が認められるものが使用できます。

Q 1 - 4 肥料登録されているシリカゲル肥料を固結防止材として使用できますか。

(答)

使用できます。また、肥料登録の有無に関わらず、固結防止効果があるものであれば使用可能です。

Q 1 - 5 固結防止材として使用できるシリカゲルの使用量について、決まりはありますか。

(答)

あります。配合に当たって、シリカゲルは全重量の6%以下の含有量である必要があります。

Q 1 - 6 固結防止以外の目的で、シリカゲルを材料として指定配合肥料に配合することはできますか。

(答)

できません。指定配合肥料に材料として配合できるシリカゲルは、固結防止を目的としたものに限りです。

Q 1 - 7 食品等の乾燥剤として販売されているシリカゲル入り小袋を、小袋のまま指定配合肥料の固結防止材として配合することはできますか。

(答)

小袋は異物となりますので、配合できません。

【手続きについて】

Q 1 - 8 要件が緩和された指定配合肥料を新規銘柄として新たに生産する場合、いつ以降に届出すればよいですか。

(答)

指定配合肥料の要件緩和は、平成29年1月18日から施行・適用されますので、平成29年1月18日以降に届出してください。

Q 1 - 9 既に指定配合肥料の届出を行っている肥料について、要件が緩和された方法で肥料を生産してよいですか。

(答)

指定配合肥料の保証成分量に変更がない場合、従前の肥料と同一銘柄となり、新たな銘柄として指定配合肥料の届出を提出する必要はありません。

指定配合肥料の保証成分量に変更がある場合、従前の肥料とは別銘柄となり、新たな銘柄として指定配合肥料の届出を提出する必要があります。

Q 1 - 10 都道府県知事に届出する指定配合肥料についても取扱いは同様ですか。

(答)

都道府県知事分についても、同様の扱いです。手続きについて不明な点がありましたら都道府県に確認ください。

Q 1-11 要件が緩和された指定配合肥料を生産する際、「指定配合肥料生産業者届出書」に、何か追加で記載する項目はありますか。

(答)

ありません。今までと同様に、届出書を記載・提出してください。ただし、都道府県に届出を行う場合、都道府県の判断によっては、生産工程等の添付書類の提出を求めていることもありますので、事前に都道府県に確認ください。

【保証票の表示について】

Q 1-12 ジシアンジアミドを使用した普通肥料を指定配合肥料の原料として使用した場合、保証票にも、硝酸化成抑制材を使用している旨の表示が必要ですか。

(答)

表示が必要です。なお、表示する項目は「肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件（昭和59年3月16日農林水産省告示第700号）」に規定されているとおり、硝酸化成抑制材の名称及び使用量となっています。

(保証票の記載例)

材料の種類、名称及び使用量

(使用されている硝酸化成抑制材)

ジシアンジアミド

0.12%

Q 1-13 固結防止材としてシリカゲルを使用した場合、保証票にその旨の表示は必要ですか。

(答)

不要です。

Q 1-14 シリカゲル肥料を、原料ではなく固結防止材として使用した場合、保証票に保証成分（可溶性けい酸）として記載する必要はありますか。

(答)

不要です。